

セミナー報告

平成27年度は2回の「大学アーカイブズセミナー」を開催することが出来た。3月の第2回では加藤諭氏が、7月の第3回では永田・小幡両氏が報告を担当され、参加者を交えて活発な議論が行われた。以下、3名の方々の発表要旨を掲載する。

東北大学史料館「大学アーカイブズセミナー」(第2回)

平成27年3月23日(月) 東北大学史料館閲覧室

近代日本の医学教育と解剖体

－仙台医学専門学校の解剖体霊祭を通じて－(要旨)

加藤 諭

近世における腑分けは近代医学教育制度の中で行われる解剖学とは性格を異にするものであり、あくまで漢方医学や西洋医学の真偽を実見で確認する「観臓」行為であった。加えて、腑分けで取り扱われる刑死体に対する概念はあくまで刑罰の延長上にあるものであった。これに対して近代になって日本に導入された医学教育は、解剖学が柱に据えられ、教育課程の中で解剖が位置づけられるようになる。この結果として、近代日本においては、解剖体を巡る新たな需給関係が発生することとなった。こうした近代医学教育と解剖体の需給(流通)との関係性については、香西豊子氏、坂井建雄氏らが研究を進めており、明治期から大正期にかけての解剖体収集のパターンを抽出している。これは3類型からなっており、施療(死後の病理解剖(剖検)が前提での貧病患者治療)、無縁(引き取り手のいない遺体)、特志(患者の意志に基づく献体)であった。また現代史的な視点から献体法と戦後の医療政策との関係について、佐藤達夫氏、橋本鉦市氏らの研究が進められてきている。先行研究では上記のように、近代における解剖体の需給と流通について研究が進展しているが、近代における解剖体需給関係の地方医学教育機関の事例は皆無とあってよい。また香西氏は解剖体引取を巡る交渉について分析しているが、分析対象はやはり東大解剖学教室に限られている。

こうした先行研究の現状を踏まえ、報告では東京大学(帝国大学、東京帝国大学期を含む)以外の官立医学校や地方における事例の蓄積を行うべく、仙台医学専門学校における解剖体の受給関係について着目した。具体的には明治期仙台医学専門学校における、解剖体の供給ルートと取扱の実態分析を行った。また需要の状況を把握すべく、第二高等学校医学期及び仙台医学専門学校期の日課表等を考察し、如何に解剖学が医学教育上重要な位置を占めていたのかについて確認した。この結果明らかとなったことは以下の通りである。

解剖学は近代医学教育の基礎となるものであり、仙台医学専門学校、及びその前身組織である仙台第二高等学校医学部においても日課表の分析を通じて、解剖学はやはり重要な医学教育課程として位置付けられていた。また仙台第二高等学校医学部が仙台第二高等学校から分離独立し、仙台医学専門学校が設置されるに伴って学生数が増加傾向をみせていたことが確認された。このため明治中期から後期において、仙台においては医学教育機関の拡充期であったと位置づけることが出来る。これは結果として、仙台において医学研究・教育において解剖体の需

要が増したことを意味する。医学教育の拡充を背景として、それに対応する安定した解剖体の供給が求められていくことになったのである。

解剖体の安定的な需給関係を確立する上で報告では、2つの仕組みが重要であった点を明らかにした。1点目は供給先の多様性を確保すること、2点目は解剖後の死体手続きを仙台医学専門学校が負担すること、である。

東北大学史料館には仙台医学専門学校期の史料が所蔵されているが、本報告では『解剖願書綴』に着目した。この史料からは仙台医学専門学校で使用された解剖体の供給先がわかるが、解剖体の供給先は収監施設や医療施設、救護施設、授産施設等、多様であり、常に複数のルートを通じて供給されていた。解剖体供給数では宮城病院が最も多かったが、供給数はそれほど安定しているものではなく、他の施設においても供給数は年による偏差がみられる。医学教育においては年間を通じた安定した解剖体が欠かせず、特定の施設を通じた解剖体供給に頼らず、供給の安定性確保のために、仙台医学専門学校では解剖体の供給先を分散していたのである。

仙台医学専門学校への解剖体供給は一定の決められた手続きに沿って行われており、まず死亡した遺体について解剖願が仙台医学専門学校に提出される。解剖願は一義的には遺族から出されるが、身寄りのない遺体については、死亡時の施設の長や医師名義で提出されるケースもあった。解剖願が提出されて後、仙台医学専門学校側が遺体を引き取り、その後解剖が行われる、というのが基本的な流れである。解剖願には全身解剖と局所解剖の2つのケースが存在した。この内、全身解剖は火葬を前提としており、火葬に至る手続きについては、仙台医学専門学校が差配した。火葬後の火葬骨については、遺族もしくは施設側が希望する場合、仙台医学専門学校を通じて関係者へ返送されたが、火葬骨送付の請求がない場合は、仙台医学専門学校が埋葬の手続きまでを一貫して行った。

局所解剖に処される場合は、解剖体は解剖が行われた後に遺族へ返却されるのが基本であり、その後の火葬や埋葬に関し仙台医学専門学校では行わなかった。葬送の時間的問題もあるため、局所解剖は当日中に解剖に廻され即日返却されている。

一方上記とはやや異なる手続きが取られていったのは、監獄から供給される解剖体についてである。例外はあるものの、収監施設から供給される解剖体は、身寄りのない遺体が原則となっており、解剖願の記録は史料上確認出来ず、収監施設と仙台医学専門学校との間の解剖体流通は、仙台医学専門学校からの受領証だけで行われた。収監施設から供給される解剖体については、基本的に返却の問題は発生しないことから、全身解剖が原則であり、解剖後は一般の事例同様、火葬及び埋葬までの一連の手続きが仙台医学専門学校側で行われたが、例外的に、解剖がなされた後に遺族から火葬骨について請求がなされた場合においては送付された。

また、火葬や埋葬の手続きを仙台医学専門学校から執り行うだけではなく、解剖願が出され解剖体として供給された場合においては、仙台医学専門学校側から解剖願を提出した者に対し祭資料が支給され、金額的には全身解剖の方が金額は大きかった。解剖体として遺体を供給することは、祭資料の支給が見込めること、また全身解剖での供給で解剖願を提出した者が返送を求めない範囲において、火葬埋葬手続きを仙台医学専門学校で行うことから、一定の経済的長所があったものと思われる。解剖体の需給関係は葬送を医学教育機関が担うことで成立していたのである。

東北大学史料館「大学アーカイブズセミナー」(第3回)

平成27年7月22日(水) 東北大学史料館閲覧室

東北帝国大学の学徒勤労働員

－「学徒勤労令」下の理工系学生の動員－(要旨)

永田英明

本報告は、東北帝国大学の理工系学生の勤労働員の状況を整理する試みである。理工系学生の学徒勤労働員は単に労働力不足を補うだけでなく、戦時下の「科学動員」とも結びついた形で運用されており、戦時科学研究・技術開発体制に関わる諸制度との関係を見ていく必要があるだろう。しかし文科系学生に比し、その実態や全体像がつかみにくい状況にある。本報告では、旧学生課の学徒勤労働員関係文書と、旧理学部生物学教室の関係文書との分析をしながら戦時下理工系学生の勤労働員の実態を整理したい。

動員の実態

理工系学生の動員方針は、昭和19(1944)年2月の閣議決定「決戦非常措置要綱」およびそれにもとづく①「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」(昭和19.3.7閣議決定)、②「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」などによって示され、各府県からの申請をベースにした文部省と関係省庁の協議を経て、4月以降文部省から大学に割当数が指示されていった。

東北帝国大学における動員は、昭和19年5～6月頃から本格化する。動員の実態について知る上で基本となる資料が、学生課文書『東北帝国大学報国隊会計簿』(動員学徒への報償金管理簿)と、小西保氏(元学生主事補。戦後京都女専・京都府立大教授)旧蔵の学徒動員日誌である。これによれば、工学部の各学科はそれぞれの分野にあわせて陸海軍の工場や中島飛行機(大宮製作所、小泉製作所－金属・航空学科)、日立製作所(多賀・亀有工場－機械・航空学科)、東芝(川崎工場－通信工学科)などに動員。昭和19年9月頃からは理学部でも、陸軍造兵廠(物理学科)、中島飛行機(数学科)等への動員がはじまる。一方同じ理学部でも生物学科では工場等に学生が動員された形跡がうかがえず、学内への動員が中心であったようだ。動員の規模は、基本的には少人数だが、中島飛行機太田製作所(航空学科20～32名)、中島飛行機宇都宮工場(39～43名 工学部航空学科、理学部数学科)など、ある程度まとまった規模で動員されている工場もあることがわかる。

動員をめぐる協議

動員をめぐる大学の体制は、昭和19年6月13日に勤労働員審議会(学部長・評議員)が開催され「東北帝国大学報国隊学徒勤労働員実施要綱」(以下「要綱」)が制定されることで体制が整う。同「要綱」によれば、期日・人数・待遇などの具体的なことは、報国隊本部・当該部隊幹部・受入側責任者による協議によって決められることになっていた。小西保氏旧蔵の学徒動員日誌には、そうした大学と受け入れ側との協議の記事が散見される。とりわけ注目されるの

が、昭和20(1945)年2月におこなわれた「勤労働員協議会」の記事である。文部省から配分を指示された工場等の担当者を大学に集めて打合せがおこなわれたが、仕事内容や待遇などに関する具体的な協議内容が記されており、協議がまとまらない場合には動員を中止する場合もあったことがわかる。なお大学側と受入側の協議がまとまり動員が開始されたあとの理工系学徒は、分散配置となったこともあり、日常は基本的に受入側によって監督された。集団動員を原則とする文科系の学生が交代で派遣される教官の監督下で「学徒」としてのまとまりを辛うじて維持していたのに比べると、工場に分散配置された理工系学生の「学徒」意識はどうであったのか、という問題も立ててみるのが可能であろう。

陸海軍委託学生

ところで、学生の中には、こうした一般的な動員とは別の枠組みで動員される者もいた。その一つが、陸海軍の委託学生である。これは本来、在学中の学生に軍籍と給与を与え卒業後士官に採用するもので、優秀な学生を確保するための施策であった。しかし通年動員がおこなわれはじめる昭和19年4月26日付の「陸軍海軍依託学生生徒の動員に関する件」によって、学徒の一部を軍が直接動員する制度として運用されるようになる。委託学生は所属する学校の動員から外され、所属する軍の研究機関等に直接動員されることになった。要するに軍が直接行う「学徒動員」であった。東北帝国大学においても、この委託学生として他の学生の動員地から切り離され軍の研究機関等に動員される例がいくつも確認できる(小林浩二「戦中戦後」『東北化学同窓会80年記念号』、1984年。前掲小西保旧蔵文書所収書簡資料など)。

学内動員と科学動員

もう一つが、大学内への動員である。学内の科学研究動員と勤労働員の間を、「科学研究要員」動員の手続資料である理学部生物学科文書の『学徒動員』によって見る。これによれば、昭和19年7月1日に「東北帝国大学学徒勤労働員申請書」により文部省科学動員委員会課題研究の研究補助として11名の学生の「動員」が申請されている。出勤先は理学部生物学教室(野村七録教授)で、期間は7～9月の3ヵ月。しかしその後9月19日には、この10名を含む11名が「科学研究要員トシテ学徒承認申請書」によって学徒動員から除外された。これは「勤労即教育」を謳う同年8月23日の「学徒勤労令」および「科学研究要員トシテ学徒ニ対シ勤労働員除外ノ件」によって、学生たちは「教育」の一環として工場等で労働する原則とされたため、学内の研究補助等に従事する理工系学生を工場等への「勤労働員」から除外する必要が生じたもので、学生の研究補助者としての動員実態そのものは変わらない。生物学教室では昭和20年5月2日にはさらに「科学研究要員トシテ学徒承認申請書」(8名)を申請し、7月15日にそのうちの6名のみ文部省から許可されると、8月13日には残りの2名を再申請した。このように、大学では学内での研究補助に従事する学生を確保するための動きをギリギリまで続けていく。そうした動きは、工場に多数の学生を動員する工学部においてもうかがえ、前述の学徒動員日誌(小西保文書)では、東北金属諏訪製作所に動員されている工学部化学科の学生について、十分な仕事がないことを理由に学内への動員に切り替えようとする動きが記される。印象論であるが、そうした動きは戦争末期ほど顕在化するように見える。

このように、東北帝国大学の理工系学生の動員は、技術者確保と科学動員という二つの側面、

そのせめぎ合いの中で展開されていた。こうした特色を帝国大学特有の理工系学生のものとして見ることが出来るのか、理工系専門学校などとの比較も今後課題となる。

東北帝国大学における科学動員と大学院学生 付文部省科学研究補助技術員養成所（要旨）

小幡 圭 祐

本報告は、戦時下の東北大学における科学動員と大学院学生との関係を考察するものである。戦時の東北大学の学生については、これまで永田英明氏ⁱや徳竹剛氏ⁱⁱの研究が存在したが、いずれも学部学生、特に文系学生の動向が主だったものであった。近年、これを補完するものとして吉葉恭行氏の研究ⁱⁱⁱが出された。本報告は吉葉氏の明らかにした知見をもとに東北大学における科学動員と大学院特別研究生制度の関連を整理した上で、大学院学生（特別研究生）からみた科学動員の性格について考察する。また、東北大学における科学動員と関連して、戦時下に東北大学に置かれた文部省科学研究補助技術員養成所について、その概要と関連史料の紹介を行う。

1 帝国大学における科学動員

吉葉氏の研究によれば、帝国大学における科学動員の時代背景として二点が指摘できる。一点は、国家総動員の一環として大学などの研究機関の動員が陸海軍・企画院・技術院・文部省などで議論され、大学の研究者も科学技術動員の対象となったことである。例えば東北帝国大学では、陸軍関係では抜山平一・永井健三・宇田新太郎らが陸軍の研究所の嘱託として軍事研究に与り、また海軍関係では海軍技術研究所の分室として電気通信研究所に仙台分室が設置され、所長の抜山平一が海軍大臣の諮問機関である海軍科学技術審議会の委員となっている。二点目は軍の幹部候補が不足し、軍事技術の担い手である民間企業においても技術者の需要があり、労働力としての人員確保が要請されていたことである。しかし、修業年限短縮・国家総動員法・卒業者使用制限令などによる学卒者の活用には支障があった。結果として大学は、研究機関としての科学動員への参画と教育機関としての人材輩出というジレンマを抱えることとなった。1941年12月23日評議会の濱住松二郎選鋳製錬研究所長の発言からは、大学の最大の問題が学卒者研究要員の不足という点にあったことが看取できる。

2 東北帝国大学における大学院学生と特別研究生

東北帝国大学においては、1925年4月1日施行の東北帝国大学通則により、大学院学生は在学年限2年以上5年以内、研究料は1年につき金75円を前納するものとされ、特に優秀な学生に対しては研究料を免除し、月額50円以内を一定期間支給する特選給費学生制度を設けていた。1944年4月1日施行の東北帝国大学臨時通則は「在学年限臨時短縮並決戦非常措置実施」に伴い在学年限を撤廃し、研究料を年額75円から100円に増額している。1943年4月現在の大学院学生は34名（法文9・工11・医8・理6）であったが、このうち10名（法文1・工5・医2・理2）

が入営・応召により休学していた^{iv}。戦時中の大学院学生は理系・文系を問わず入営・応召を要求される可能性を絶えず孕んでおり、研究に専念できる状況ではなかったといえる。

このような状況下で実施されたのが特別研究生制度である。1943年9月30日文部省令第74号「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」により、「研究ノ振興」と「優秀ナル研究者、技術者ヲ多数養成スルコト」を目的として、東京・京都・東北・九州・北海道・大阪・名古屋の7帝国大学、東京商科・東京工業・東京文理科の3官立大学、慶応・早稲田の2私立大学に設置された。従前の大学院学生の扱いと大きく異なるのは、学資として月額90円以上が給付される点と、徴兵猶予措置の特典がある点であった（1943年10月2日勅令第755号により在学徴収延期臨時特例が公布施行、文系学生の在学徴収延期が中止）。東北帝国大学では1943年に41名（法文13・工7・医9・理12）、1944年に31名（工12・医6・理13）の特別研究生が採用された。吉葉氏の研究によると、東北帝国大学にとってこの制度への期待は、1943年4月の帝国大学総長会議の席上、熊谷総長が制度上は大学院学生を所属させることができない大学附置研究所に特別研究生を配置できないかとの意見表明し、また同年5月11日評議会で熊谷総長が「大学院ハ教育機関デハナイ、研究機関ダ」と発言したように、科学研究に不足していた研究補助員を補うことにあった。事実、文部省学術研究会議の研究班の構成に特別研究生が研究分担者として位置付けられている（1943年理学部・抗酸菌病研究所、1944年医学部・工学部）。

3 特別研究生の諸相

それでは、実際に大学院特別研究生に採用された学生は、同制度をどのように捉えていたのだろうか。

まず、文系学生については高橋富雄（1943年度特別研究生）の回想^vを検討する。高橋の回想からは①指導教官の指示により大学院に残ったこと、②給費がありまた徴兵猶予という特別研究生の特典に魅力があったこと、③「勉強のために残されたのだったでしょうが、実際は、軍需工場や食糧増産などに動員されている学生たちとの連絡係そして世話役というようなことが大部分の勤務でした。勉強はその合間というのが実情でした」と、次に見る理系とは異なって研究の困難な環境に置かれたことが指摘できる。

一方、理系学生については、虫明康人・酒井高男（1944年度特別研究生）の聞き取り^{vi}を検討する。聞き取りからは①指導教官から大学院進学を勧められたこと、②給費と徴兵猶予の特典としての認識は基本的に文系と同一であるが、③実際には自分の関心のある研究ではなく指導教官から指示された研究を扱った点が異なっている。

以上、大学院学生にとって特別研究生制度は、給費・徴兵猶予の恩典が最大の魅力であった。しかし、文系の特別研究生は学徒動員の世話役などを担当したため研究を十分に行える状況にはなかった。また理系の特別研究生は、研究には従事できたものの、自分の望む研究ではなく、指導教官の研究の補助をするという役割を果たすことが求められた。理系学生は図らずも科学動員に組み込まれたのである。見方を変えれば、文系の学生の方が、理系に比べれば自分の望む研究に取り組むことができたのかもしれない。

付 文部省科学研究補助技術員養成所

文部省科学研究補助技術員養成所は、文部省が官立学校に設置を依頼したもので、東北帝国

大学では1944年10月、「科学研究補助技術員トシテ須要ナル学理及技術ヲ授クル」ことを目的として文部省科学研究補助技術員仙台養成所（第一回養成所）が、1945年1月には文部省科学研究補助技術員東北帝国大学養成所（第二回養成所）が設置された。修業期間は6か月で、入学検定料・授業料は徴収せず、中等学校卒業（見込）の男女が対象であった。生徒には学資として月額20円が給与され、卒業者は「卒業ノ日ヨリ一年間文部大臣ノ指定ニ従ヒ就職スルノ義務ヲ有ス」とされた。東北帝国大学からの卒業者の就職先は、主に同大学の研究所か、陸海軍の研究機関であった。第二回養成所の1945年6月30日卒業式答辞で生徒総代の磯崎光正が自らを「科学陣における特攻隊として一途にその道に精勤し以つて皇国の為御鴻恩の万分の一に報いん」と位置付けるように、同制度は特別研究生制度とともに東北大学の科学動員を支えた、研究補助技術員の供給源であったといえる。

東北大学史料館には第一回養成所については『文部省科学研究補助技術員養成所関係』（科研/2006/02）が、第二回養成所については『庶務教務関係／昭和十九年度（第二回）』（入試/1995/40）が存在している。

注

- i 永田英明「東北帝国大学における『学徒出陣』」（『東北大学史料館紀要』2、2007年）。
- ii 徳竹剛「通年動員態勢下における学徒勤労働員—東北帝国大学法文学部伊勢崎隊—」（『東北大学史料館紀要』2、2007年）。
- iii 吉葉恭行『戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程—科学技術動員と大学院特別研究生制度 東北帝国大学を事例として—』東北大学出版会、2015年。
- iv 「大学院学生関係綴 昭和18年（2）～昭和22年」（入試/2003/2/22-9）
- v 高橋富雄「戦争時代の学園生活」（東北大学法文学部略史編纂委員会編刊『東北大学法文学部略史』、1953年）、同「〈公開講演〉古田先生のまわりであって—戦中戦後七年史—」（『国史談話会雑誌』44、2003年）。
- vi 前掲吉葉『戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程』第8章に拠る。